

発行所 東京都新宿区左門町11番地6の101
〒160-0017
社団法人 大学女性協会
電話 03-3358-2882
FAX 03-3358-2889
<http://www.jauw.org>
E-mail:jauw@jauw.org
発行人 房野 桂子
編集責任者 端本和子

JAUW

おもな記事

- 1面 大学女性協会として、シンポジウム企画委員長、「勉強会報告」
- 2～3面 基調講演、事例報告、パネルディスカッション、特別委員会報告
- 4面 新春のつどい、第8回自然科学講演会のお知らせ、2008年度国際奨学生、サロンJ、財務委員会講演会、理理会から、新入会員

遇する障害だけではなく、良い実践事例を国内外から集めて、これを分かち合い、普及することが大きなインセンティブになるものと考える。と、シンポジウムの主旨が記されていました。

今年7月、国連NGOしました国内婦人委員会総会の席上で、山口みづ子事務局長が名称変更についてごあいさつする機会を与えられました。日本婦人団体として、新しい時代の流れ

大学女性協会と――
JA UW会長　豆

。今後ともよろしく聞かれた。「多数の会員の意見です」と答える所で、私は「いいいたします」と答えた。そこで、婦人参政権運動に始まり、婦人有権者同盟なり、ジエンダーフィニティ平等と正義を求める運動に真剣に関わってきた会員の中には、改称に強い反対があつたことは会員一同の知るところである。しかし、わが協会を掲げてゐる全の会員は、「婦人」を捨てて、「女性」を選んだ。も10団体を超え、それは決して「婦人」ではなく、「女性」である。しかし、わが協会は、古臭い、とか「婦」の字を多く、会場は心地よい知的緊張感に包まれました。次に、当協会の

れ、会場になりました。間に会場の質問が集めリストが質

はい 総会では、ジェンダー問題・女性の地位向上のための特別顧問事務所、婦児の地位向上部、ユニフェンダーミッション等を設置することになりました。この動きに貢献したいと思う。JAUWは、ご一緒に活動してくださる方々を募集している。奮ってご参加いただきたい。

今年のシンポジウムは、内閣府男女共同参画推進連携会議の共催イベント募集に応募することから始まりました。副題の「一育児・介護を含めたケア・ワークへの男女共同参画」は、協会の目的である女性の地位の向上と符合し、適切なテーマであると理事会で承認され、応募の趣意表明となりました。房野桂会長に作成いただいた応募企画案には、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことは誠に喜ばしいことと思うとともに、これを実施に移していくために協力するNGOの責任を改めて痛感している。ワーク・ラ

いります。
108 ある関連女性団体の中で選ばれるのは数団体であるという狹き門をくぐり抜け、当協会の企画案は共催イベントとして採用され、200万円までの資金援助を受けられることになりました。企画委員会では「参加費無料」「手話通訳あり」「託児室の用意あり」を盛り込み、シンボジウム当日を、参加申し込み者が定員の250名を上回る（内一般申し込み123名）勢いの中で迎えることができましたのは、よろこばしいことでした。

シンボジウムは大沢真理氏による基調講演で幕を開けました。日本の男女共同参画を取り巻く状況が解説され、「男生家ぎ主」生活保護シス

について発表されました。さらに池田守男氏は企業側の複数の実例を挙げながら、WLBが人間の生き方そのものを問う理念であり、地域で支えてゆく必要性を提起されました。

高齢者介護について
は、学会を代表して春日キスヨ氏が介護を担えず
に悲惨な状況に陥つてい
る家族が増えつつある現
状について分析され、家
族制度の問題を浮き彫り
にされました。続いて樋口恵子氏は介護と老人について活気あふれる元気の出る話を繰り広げら

は事例研究によ
つた委員会の御議論の成
果が、実際に豊富な御礼申
とを願

2008年度JAJOY主催シンポジウム
ワーク・ライフ・バランスをめぐる
—育児・介護等を含めた
ケア・ワークへの男女共同参画—
10月25日(土) 女性と仕事の未来館にて
共催・内閣府男女共同参画推進
連携会議 女性と仕事の未来館

関連諸施設、企業や個人を対象とした調査、体験を踏まえた事例が報告されました。

午後は、労・使・官・民・学会を代表する5名の識者を迎えて「育児・介護を含めたケア・ワークへの男女共同参画」をめぐってパネルディスカッションが行われました。

まず官界を代表して山田正人氏が1年間の育児休暇をとった顛末についてユーモアあふれる話を展開され、統いて労働界を代表して山口洋子氏が、企業側の現状を踏

ト業者による企画は進められる旨の皆様に100名を援とご講じたところです。

「勉強会」のご報告～百年に一度の「改革」～

9月勉強会担当 副会長 海老根 静 江

7月8、9日と9月7、8日に国立女性教育会館で合宿勉強会が行われました。内閣府との共催シンポジウム「ワーク・ライフ・バランスをめざして」が行われることになったこと、「公益法人制度改革」が本格的に始まることを受け企画されたものです。1回目の勉強会は、シンポジウムに関連し、房野会長、田中正子、東山セツ子会員のケア・ワークと男女の共同参画、シンポジウム参加計画についての発表に加え、懇親会もありましたが、シンポジウムについては別に記事が載ることなので、9月の勉強会についてご報告します。

勉強会で使用した「公益認定等委員会事務局」のパンフレット、「民による公益の増進を目指して」(平成20年5月刊)によりますと、今回の改革は明治29年の民法制定とともに始まってこれまで続いてきた日本の公益制度を抜本的に変えるもので、現在のすべての社団、財団法人に関係します。既にお知らせ済みですが、今年12月1日に現公益法人は「特例民法法人」となり、5年の移行期間にあらためて「公益」か「一般」かいずれかを選んで法人の認定を申請し、申請しなければ解散となります。

以上のことについては、総会での報告説明のほか、昨年度「会報」や「特別委員会」委員長からの別途報告などで、明らかにされていたことではあるのですが、改革関連の法律が平成18年に国会で成立したものの、具体的に全容がはっきりしたのは今年4月に「公益

認定ガイドライン」が正式に決定されてからのことです。それでも今なお流動的で、不明な点も数多い複雑な改革ですが、勉強会では状況を具体的に把握するため前年度、今年度の特別委員会委員長が前記パンフレットの内容説明を行うとともに、追加資料であるガイドラインについての問答集や「定款変更ガイドライン」の要点のいくつかと、あくまでもわかった範囲内での仮の話ですが、ガイドラインに従うと、将来の「定款」や「機関設計」がどうなるかについて現委員が説明を行い、出席者全體で協議しました。

その結果判明した重要なことは今回の改革が「公益目的事業」の明確化を目的とし、共益性を含んだ緩やかなこれまでの公益法人の性格が変わるということ、財産がある場合にはそれを公益目的の事業にどのように使うかという計画が求められること、事業の実現に伴って、本部、支部の会計の一本化が求められることなどです。現在社団法人である大学女性協会には新しい条件による「公益社団法人」か「一般社団法人」かの選択肢がありますが、総会では「公益社団法人」の認定を目指すことになっています。この認定を受けるにはかなり厳しい条件があり、認定後も取り消しの命令を受けた場合には1ヶ月以内に解散という条件もあります。「一般社団法人」にも「公益目的事業」についての計画が求められています。

勉強会では、私たちが行ってきた様々な活動やこれからの活動の案についても懇談や質疑応答によって話し合われとても有益でしたが、支部のマーリングリストによるご案内はしたもの、会員全体にお知らせ出来ませんでした。今後も経過をご報告していくますが、1月には今回の改革について話し合う臨時評議員会を開催することが理事会で決まりました。

自分らしく生きたい
—仕事も家庭も地域活動も—

岡山支部 吉田 郁美

公民館の職員としてい

は私にとって「地域」は

A活動は、ときにわが子

のことが後回しになるこ

ともあるが、「お母さん

はみんなの役に立つ仕事

の活動を通じて仲間づく

りにも力を入れた。PT

活動を通じて夫も地域と接

する法律」制定などに期

い仕事をしたいという思

いと、3人の子どもを人

に後ろ指を指されずに育

てなければという脅迫概

念を抱えて生活をしてい

た。当時の私には、「仕

事」と「子育て」しかな

く、重心の置き所に悩ん

でいた。ある仕事がきっ

と長男の厳しい一言も。

は私がここまでできるよ

う子どもの言葉に励まさ

れた。仕事だけの夫に

母さんを見習つたら

と長男の厳しい一言も。

寝に帰る場所であった。

それが、PTA活動をき

っかけに様々な人間関係

を紡ぐ場になり、私だけ

で頑張らなくても、自分

ができないことは周りが

助けてくれるようになり

気持ちが楽になつた。

地域活動で救われた私

は、PTA活動に仕事を

会長になつた。それまで持つ人も参加できるよう

助けてくれるようになり

地域活動で救われた私

は、PTA活動に仕事を

会長になつた。それまで持つ人も参加できるよう

助けてくれ

